

大津市生活保護世帯等の中学校第3学年の生徒に対する学習支援業務仕様書

1 業務名

大津市生活保護世帯等の中学校第3学年の生徒に対する学習支援業務（以下、「業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、様々な要因により学習環境が整っていない等の理由で支援を必要とする生活保護世帯やひとり親世帯の子どもたちを対象として、学習支援及び家庭・学校以外の居場所を提供し、子どもたちの社会性を育む手助けや高等学校等への進学の支援を行うことにより、貧困の連鎖の防止を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、生活困窮者自立支援法等関係法令及び厚生労働省等の指針に基づくものとする。

5 受講対象者

本業務における受講対象者は、生活保護受給世帯やひとり親家庭等の子どもたちのうち、以下の（1）（2）に該当する者とする。

- (1) 高等学校等への進学を希望し、学習支援を必要とする中学校第3学年の生徒
- (2) 既に中学校を卒業した者、中学校第1、2学年の生徒、又は特段の事情を抱え学習習慣や授業等のフォローアップを必要とする児童のうち、大津市長が認めた者

6 実施場所

- (1) 堅田会場（堅田市民センター：大津市本堅田三丁目8番1号）
- (2) 浜大津会場（明日都浜大津ふれあいプラザ：大津市浜大津四丁目1番1号）
- (3) 瀬田会場（瀬田市民センター：大津市大江三丁目2番1号）

なお、会場に変更が生じる場合の対応については、市と受託者で協議の上決定する。

7 受講予定者数

60名程度

なお、受講する子どもたち（以下、「子ども」という。）に入れ替えが発生する場合は、上記の予定者数の範囲内で受け入れを行うものとする。各会場の定員は20名程度を予定しているが、会場に偏りが発生した場合は、スタッフの配置等を見直し柔軟な対応を行うものとする。

8 実施日及び実施時間

週1回を基本とし、年間計40回程度（7月から2月まで）実施する。実施時間は1回あたり2時間とし、会場準備や片付けに要する時間は含まない。但し、長期休み期間の8月、入学試験前の12月は週2回の実施とする。

なお、スタッフは実施開始時刻の15分前までに会場に集合し、会場の開錠や設営などの準備を行うことにより、実施開始時刻には参加する子どもたちが学習等を開始で

きる十分な時間を確保すること。具体的な実施日および開始時間等については、子どもの利便性や会場の使用規約等を考慮し、事前に市と協議して決定するものとする。

9 スタッフの配置等

受託者は、本事業の実施にあたり、各会場において、下記（1）（2）を参照し、「会場管理者」については1名以上、「学習等支援スタッフ」については2名以上を配置し、配置人数については、本事業の趣旨を踏まえ、本事業を効果的に実施できる人数を配置すること。

（1）「会場管理者」

会場の安全管理及び「学習等支援スタッフ」の統括ができる者を配置すること。

（主な役割）

- ①会場における本事業に関する総括。
- ②子どもの学習の方針、授業の進行を計画・実施する。
- ③子どもの思いに寄り添い、子どもが安心して通うことのできる居場所を提供する。
- ④子どもの学力や進捗を把握し、個別の学習管理シート（別添の「様式1」を参照：・子どもと得意や苦手を共有するため入試を見据えた課題等を抽出・課題等の克服及び得意分野を伸ばすためいつまでに何をするか短期の学習目標を設定・自信や学習意欲向上の醸成のため振り返り等によるフィードバック等）を策定・実施する。
- ⑤子どもの質問や相談に応じ、学習意欲を高めるよう学習等支援スタッフへの助言・支援を行う。
- ⑥定期的に子どもの学業状態や家庭における学習習慣の定着度合等を把握し、必要な助言等の支援を行う。
- ⑦予め避難経路を確認する等、非常時の対応に備え、災害発生時等には学習等支援スタッフへの必要な指示や子どもへの避難誘導を行う。
- ⑧子どもに関する気づきや変化等について、学習等支援スタッフからの意見を踏まえ市と共有すべき内容と認められる場合（児童虐待事案等）、情報提供を行う。

（2）「学習等支援スタッフ」

大学生を中心とした、子どもが安心して相談できる者を配置すること。

（主な役割）

- ①子どもが学びやすい学習会場の環境づくりに努める。
- ②子どもの思いに寄り添い、子どもが安心できる環境をつくる。
- ③学習管理シートに基づき、支援を実施する。
- ④子どもに関する気づきや変化等を会場管理者と共有するとともに、会場管理者と連携してコミュニケーション等を通じてこどもたちの学習意欲の向上に努める。

10 業務内容

本業務は、子どもに対して、以下の支援を行う

（1）高等学校等への進学を目指した学習支援を行うこと。

子どもたちに寄り添い、一人ひとりの状況に合わせた学習支援を行うことで、学習意欲を向上させ学習習慣を身につけさせることを目指します。

なお、学習塾のように一律に同じ教材を用いるのではなく、必要に応じて学校から課された宿題や子どもたちが持ち込む教材などを活用することに留意すること。

また、定期的な学力テストを実施し、客観的に確認できる指標を活用して子どもたちの学力向上の進捗を把握するとともに、その進捗結果をもとに、学習管理シートを適宜見直し、効果的な学習支援に繋げること。

- (2) 子どもたちが安心して過ごせる学習環境や居場所を提供すること。

一人ひとりの状況に合わせたコミュニケーションや居場所づくりに取り組み、相談しやすい環境を整えること。こうした取り組みを通して、子どもたちの心を安定させるとともに、安心感が得られるように接し、健やかな成長を支援すること。

- (3) 子どもたちが抱える問題や課題に気づいた場合は、本市と情報を共有し必要な支援につなげること。

子どもたちの様子の変化や家庭の問題が明らかになったり、子ども自身から相談を受けた場合、その状況や課題を把握し、すみやかに本市と情報共有すること。また、欠席が続いている子どもがいる場合には参加を促すため必要な取組を行うとともに、その結果や把握した状況を月次報告として本市と情報共有すること。

- (4) 必要な知識・技能を持った人員の養成・能力向上に向けた研修等を実施すること。

個人情報保護に関する法令等の遵守などスタッフに必要な知識等の養成、能力向上に向けた研修等を実施し、報告すること。

- (5) その他、詳細な内容等は協議の上別途定めるものとする。

1.1 事業報告等

受託者は事業を実施するにあたり、以下の報告を行うものとする。

- (1) 受託者は子どもの学力の推移を把握できるよう適宜、学力の確認を行い、必要に応じて子どもに自身の情報をフィードバックすることや市の求めに応じ推移結果を報告すること。

- (2) 受託者は子どもの目標等を明確にした学習管理シートを基に適宜子どもと面談を行い、新たな目標の設定や振り返り等を実施した場合は、学習管理シートに反映した上で報告すること。

- (3) 受託者は子どもの様子や学習に対する意欲等について月次で報告すること。面談等を行った場合もその内容について記載すること。

- (4) 受託者は子どもの進路が決定した際には、決定時期および進路先を記録・報告すること。また、進路決定までの支援活動や面談内容の要約も含めることとすること。

- (5) 受託者は、実施日毎の本事業における子どもの出欠状況、状態の変化、学習時間、学習内容やスタッフ名等を月次で報告すること。

- (6) 受託者は子どもの出欠記録および参加について、連続して欠席が続く場合は、その理由を確認・記録し、対応(電話、文章送付等)の実施状況を月次で報告すること。

- (7) 受託者は、スタッフの能力向上および個人情報の適切な管理に関する研修を実施した場合は、その内容等について報告するものとする。

- (8) その他、詳細な内容等は協議の上別途定めるものとする。

1.2 委託料

(1) 支払方法

受託者は委託者に対して前項の報告を含めた業務の履行に基づく委託料について、適正な請求を業務の終了後すみやかに行うものとし、委託者は受託者に対して、適正な請求書を受理した後30日以内に委託料を支払う。

(2) 経費負担

契約金額は、別途決定する。市は、契約金額以外に費用を負担しない。

1.3 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、予め市の承認を得た場合はこの限りではない。

(2) 守秘義務

受託者は、本委託業務執行にあたり、知り得た情報を委託期間中及び委託期間終了後も他に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いに関しては個人情報の保護に関する法律及び大津市個人情報保護法施行条例を遵守し、個人情報の適切な取り扱い、書類等の管理を含めたセキュリティの徹底を図ること。

(3) 苦情対応等

本業務を実施するうえで、苦情・トラブル等に関する対応は、原則として受託者の責任において行うとともに、市に報告すること。

(4) 各種通知・照会等への対応・協力

受託者は、本業務執行にあたっては本仕様書の内容を踏まえて実施すること。

また、本業務の執行に関する検査、調査、資料作成の要請や市から報告等依頼した際には対応すること。

(5) 法令遵守

受託者は、本業務執行にあたって、労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、安全衛生面の配慮を行うこと。

(6) 情報開示

市が受託者に対し、本業務に関する情報の開示を求めた場合には、受託者はこれに協力する義務を負うこととする。

(7) 安全管理

①生徒の安全管理・健康管理

受託者は、万一の会場内での事故や生徒の体調不良に備え、予め緊急連絡体制を整え、緊急時の対応や処置について、本業務に従事するすべての者に対して周知徹底を図ること。そのうえで、不測の事態が発生した場合は、迅速かつ冷静に対応し、こどもたちの安全確保を第一とする適切な処置を行うこと。

②保険の加入

受託者は本業務の実施にあたっては、必要に応じて子ども及び支援員に対して、傷害及び損害保険等へ加入すること。受託者は本業務の実施中に生じた事故及び損害

については、本市に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

1 4 委託期間終了に伴う引継ぎ

受託者は、本業務の委託期間が終了するとき又は委託契約が取り消されたときは、次の受託者が円滑に業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。ただし、継続して受託者となった場合はこの限りではない。

1 5 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた事項については、市と受託者の双方で協議して定めるものとする。

**令和7年度 大津市 まなびの広場(中3学習会)
学習管理シート**

様式1

【基本情報】					
会場			学年		
生徒氏名					
志望校（第一志望）					
志望校（第二志望・その他）					
進路選択支援に関する本人の同意					
【年間目標】					
学習面の目標					
取り組み目標					
【理解度確認テスト結果】					
回数	英語	数学	苦手な単元		
第1回					
本人の感想					
今までの取り組みについての共有事項					
回数	英語	数学	苦手な単元		
第2回					
本人の感想					
今までの取り組みについての共有事項					
【月ごとの目標】					
月	今月の学習目標			達成度 (1~5)	評価理由（振り返り・気づき）
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
【その他聞き取り内容】					